

国家公務員賃金の5～10%削減問題に関連して、学長及び 附属病院長に要望書を提出しました!!

6月3日、政府は国家公務員賃金の5～10%削減を内容とする「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」を提出しました。さらに当日の閣議決定の中で「独立行政法人の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する」と述べました。2011年度執行部は、発足と同時にこの問題への取り組みの必要性を確認し、学長及び病院長に要望書を提出しました。

この賃金削減は従来の国家公務員の給与決定システムを無視した暴挙、 人事院総裁も遺憾の意

まず、この法案自体が従来の国家公務員の給与決定システムを無視した違法性の高いものであることを指摘しなければなりません。この点については、法案提出の当日に出された人事院総裁談話に端的に指摘されています。

「今回の給与減額支給措置は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、現行制度の下で「極めて異例の措置」として行うものとされていますが、労働基本権が制約された状況下において国家公務員法第28条の定める手続によることなく、給与の減額支給措置を行おうとするものであります。また、法案の閣議決定に至る過程では、政府と職員団体との間で交渉が行われましたが、一部の職員団体との間で合意に至ったものの、反対を表明している職員団体があるほか、職員団体に属していない職員も多数おります。したがって、このような給与減額支給措置については、遺憾と言わざるを得ません。」

この法案は、深刻な財政危機と東日本大震災の対応のため、まず公務員賃金を減らさなければならぬということが出発点であり、そのために国家公務員の給与決定システムを無視するという暴挙にでたのです。

地方公務員（公立大学）には影響を与えない可能性も。国立大学への影響は？

次に公立大学ではこのような賃金削減について否定的な動きがあることを指摘しておきます。片山総務大臣は公務員連絡会（連合系の公務員組合の組織であり、今回の賃金削減に合意しています）との協議の中で「地方公務員の給与は、（中略）国がこういう措置をとるから一律にああしろこうしろという筋合いのものではない。（中略）国が財政措置を一方

的に決定し、財政面から地方を追い込むのはふさわしくない」と発言しています。これを受けて、6月3日の閣議決定では「地方公共団体」に対する言及はありませんでした。例年、公務員賃金を改定する際の閣議決定では、地方公共団体にも言及しているのです、異例なことです。

独立行政法人（国立大学法人を含む）については、片山総務相は「労使交渉により決定されることは尊重する」と述べながら

「独立行政法人には公的性格があり、運営費の多くを国庫に依存しているということもあり、国の職員の給与見直しの動向も見つつ、法人の「自律的・自主的」な労使関係の中でしっかり議論して欲しい」


としています。閣議決定もこの発言を踏まえた文章になっています。

7月8日、熊大での賃金削減を行わないよう要望書を提出しました

2010年度の熊本大学事務・技術職員のラスパイレス指数は、83.9（熊本発表資料「平成22年度国立大学法人熊本大学の役職員の報酬・給与等について」）です。県内の各市町村のラスパイレス指数は、最高が101.9、最低が87.3（総務省ホームページ掲載資料より）ですから、その劣悪さは際立っています。この状況を踏まえ、「組合員の給与に関する労働協約」第3条において、「甲（大学）は熊本大学職員のラスパイレス指数の改善に努力する」と約束したのです。学長にはこの労働協約に対する責任を果たすためにも、賃金切り下げを行わないという決断を求めます。さらに賃金切り下げを見送るためには、他大学と連携した関係機関などへの働きかけが必要であり、そのための具体的な行動も求めます。

7月8日に労使協議が行われましたが、その際この2点を内容とする要望書を学長および附属病院長に提出しました。既に全国国立病院院長協議会は5月24日に厚生労働大臣に対し要望書を提出しています。学長・病院長にもそのような行動を期待します。

（裏面に「要望書」を掲載）

	熊本大学教職員組合	
	2 2011.7.20	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

2011年7月8日

熊本大学長
谷口 功 殿

熊本大学教職員組合
執行委員長 白石 陽一

要望書

6月3日、政府は公務員賃金の5～10%削減を内容とする「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」を提出した。さらに閣議決定の中で「独立行政法人の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。」と述べた。この法案が可決成立し、熊本大学教職員にも同様な措置が取られることになれば、本学の運営は大きな危機に陥ることになる。

熊本大学教職員は、2006年度の給与構造見直しにより、地域給非支給地の大学として、他大学より大きな基本給の削減を受けた。さらにここ2年の連続する基本給・ボーナスの削減によって、年収ベースで約4%の賃金削減を受けた。これ以上の給与削減は優秀な教職員の確保を不可能にするおそれがある。学長には、労働協約第3条に明記した「ラスパイレス指数の改善」の責任を果たすためにも、公務員と同様の給与削減を行わないよう強く要望する。あわせて他大学と連帯して、このような措置を国立大学法人に求めないよう、関係機関に働きかけることを要望する。

以上

2011年7月8日

熊本大学医学部附属病院
病院長 猪俣 裕紀洋 殿

熊本大学教職員組合
執行委員長 白石 陽一

熊本大学教職員組合医学部支部
支部長 小原 大輔

要望書

6月3日、政府は公務員賃金の5～10%削減を内容とする「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」を提出した。さらに閣議決定の中で「独立行政法人の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。」と述べた。この法案が可決成立し、熊本大学医学部附属病院職員にも同様な措置が取られることになれば、附属病院の運営は大きな危機に陥ることになる。

すでに5月24日には全国国立病院院長協議会が、「給与が削減されることは職員にも説明ができず、素直には受け入れられない」との意思を表明している。病院長には、優秀な医療職員の確保のためにも、このような給与削減策を行わないよう学長に働きかけるよう要望する。また、他大学の附属病院長と連帯して、このような措置を国立大学附属病院に求めないよう関係機関に訴えかけるよう要望する。

以上